

前回(令和5年度第1回(R5.6.22))からの実施事項

| 時期 | 内容 |
|------------------|--|
| 令和4年6月23日 | 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請 国土交通大臣へ提出 |
| 令和5年9月1日 | ◎企画乗車券「昼得きっぷ」 広報9月号掲載 |
| 令和5年9月19日 | 地域バス調整会議の開催(西深瀬) |
| 令和5年9月29日 | ◎中部運輸局長 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画 認定 |
| 令和5年10月1日 | 山縣市公共交通ガイドブックの更新 |
| 令和5年11月1日 | ◎岐阜バスダイヤ改正 広報11月号掲載 |
| 令和5年12月1日 | ◎自主運行バス無料ウィーク 広報12月号掲載 |
| 令和5年12月2日 ～8日 | ◎ハタチの山縣市記念事業「自主運行バス無料ウィーク」開催 |

◎中部運輸局長 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定

中運交企第82号
令和5年9月29日

山県市公共交通会議
会長 久保田 裕司 殿

中部運輸局長
(公印省略)

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等）に係る生活交通確保維持改善計画の認定について

令和5年6月23日付けで申請のあった「令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等）に係る地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条の規定を準用する第18条及び第22条、附則第2条により令和5年9月26日付け国総地第83号で国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定したので、通知する。

◎広報紙による周知活動

9月号掲載

昼得きっぷ発売中

岐阜バス全路線と岐北線、岐阜板取線で、有効日1日1人に限り何回でも乗車できる、平日昼間帯限定の乗り放題乗車券「昼得きっぷ」を発売中です。

今年度から期間限定ではなくなりましたので、この機会にぜひ利用してください。

▼利用できる日 平日10時～16時
(バス停到着予定時間)

▼発売額 500円(小児、障がい者の別はありません)

▼対象路線 岐北線、岐阜板取線、岐阜バス路線(ハーバス、高速バス、イオンモール各務原線などは除く)

▼発売場所 岐阜バス高富営業所や各営業所、岐阜バスターミナル、JR岐阜駅案内所など

※発売場所は変更となる場合があります。

▼問合せ先

昼得きっぷの発売に関する事

岐阜バス高富営業所

Tel 22-5010

公共交通に関する事

企画画財政課 Tel 22-6825

11月号掲載

岐阜バスのダイヤ改正

令和5年10月1日に、岐阜バス路線(岐阜高富線、岐阜女子大線、岐北線)のダイヤ改正と運賃変更がありました。

▼ガイドブックの更新

ダイヤ改正に伴い、山県市公共交通ガイドブックを更新しました。公共施設や山県バスターミナル、岐阜バス高富営業所で配布しており、市HPでも確認できます。

バスを利用する際は、ぜひガイドブックを活用してください。

岐阜バスガイドブックに関する事

企画画財政課 Tel 22-6825

ダイヤ改正・運賃に関する事

岐阜バス高富営業所 Tel 22-5010

ID 22812

ハタチの山縣市記念事業

自主運行バス 運賃無料ウィーク

を開催します！

山縣市制20周年を記念し、自主運行バスを無料化します。この機会にぜひ自主運行バスに乗っておでかけしてください。

実施日

令和5年12月2日(土)～8日(金)

対象路線

- ・ 岐北線神崎系統
- ・ ハーバス伊自良・大桑線
- ・ ハーバス岐大病院線
- ・ 市街地巡回線（東ルート・西ルート）
- ・ 美山地域デマンド型交通
- ・ 神崎山県BT線



対象外路線

- × 岐北線
- × 岐阜板取線
- × 岐阜バス営業路線（岐阜高富線、高美線、山県モレラ線など）



対象者

どなたでも利用できます

注意事項

- ・ 誤ってアユカを利用した場合や、現金を投入してしまった場合の返金対応はできません。
- ・ 天候等により路線が運休になる場合があります。
- ・ 満車で乗車できない場合は、次の便を利用してください。
- ・ バスの乗車方法については各運行事業者にお問い合わせください。

【お問合せ先】山縣市企画財政課 TEL0581-22-6825

Pick up!

ハタチの山縣市記念事業 自主運行バス無料ウィーク 実施

市制20周年を記念し、合併前から運行する自主運行バスと令和3年から運行を開始した新規路線に慣れ親しんでもらうため、自主運行バス無料ウィークを実施します。

■企画財政課 Tel.22-6825

☎39320

▶実施日 12月2日(土)~8日(金)

▶無料対象路線

- ・岐北線神崎系統
- ・ハーバス伊自良・大桑線
- ・ハーバス岐大病院線
- ・市街地巡回線
- ・美山地域デマンド型交通
- ・神崎山県BT線

※岐阜バス営業路線(岐阜高富線、高美線など)や一部自主運行バス(岐北線、岐阜板取線)は対象外です。

▶注意事項

- ・誤ってアユカを利用した場合や、現金を投入してしまった場合の返金対応はできません。
- ・天候などにより路線が運休になる場合があります。
- ・満車で乗車できない場合は、次の便を利用してください。

報告事項（２） 運賃協議分科会について

1. 趣旨

道路運送法の改正により、令和5年10月1日以降、運賃等の協議を行う際は、公共交通会議ではなく、同法第9条第4項に規定する協議会で協議する必要があります。そこで、山口市公共交通会議の分科会として運賃協議分科会を新たに設置し、運賃等に関する協議を行います。

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

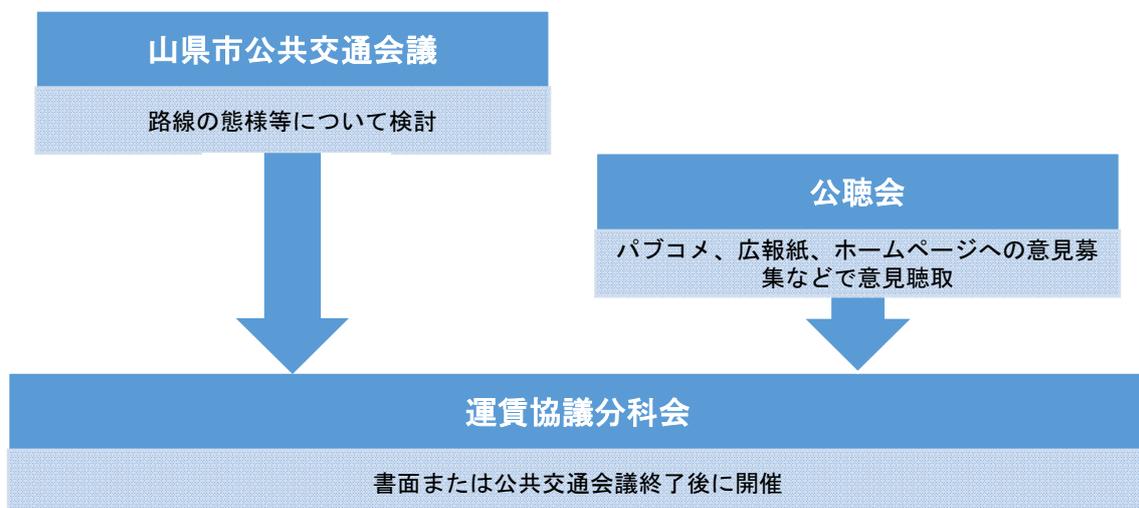
新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

※国土交通省資料より抜粋

2. 運賃協議の流れ



3. 運賃協議分科会構成員（案）

| | | |
|---|---|---------------------------|
| 1 | 市町村 | 副市長 |
| 2 | 当該一般乗合旅客自動車運送事業者 （※当該路線を運行する事業者のみ参加） | 岐阜乗合自動車株式会社 高富タクシー有限会社 |
| 3 | 地方運輸局長 | 岐阜運輸支局 |
| 4 | 住民の意見を代表する者 | 山県市自治会連合会会長 |

4. 運賃協議が必要な例

- ①新たに協議運賃を適用する路線または区域（以下「協議路線等」という。）を設定して運行する場合
- ②既に運行している協議路線とは別の経路・区域で協議路線等を設定して運行する場合
- ③既に運行している協議路線等における運賃を改定する場合
- ④【路線定期運行または路線不定期運行のとき】既に運行している協議路線等の運賃が均一運賃でない場合において、停留所を新設（移設）する場合（ただし、停留所を移設する際、運賃に変更がない場合を除く）
- ⑤【区域運行のとき】既に運行している協議路線等の運賃が均一性運賃でない場合において、営業区域の新設（拡大）または運送の区間を新設する場合

5. 直近の開催スケジュール

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 令和6年1月16日 | 第2回山県市公共交通会議 開催 |
| 令和6年1月中旬 | 山県市公共交通会議設置要綱 改正 |
| 令和6年1月中旬～下旬 | 市ホームページに山県市自主運行バス運賃適用案 意見募集 |
| 令和6年1月下旬 | 運賃協議分科会 書面開催 |
| 令和6年2月上旬 | 協議が調った事項を提出 |
| 令和6年3月2日以降 | 運賃改定 |

報告事項（3） 岐北線の減便について

【内容】

運転手不足及び令和6年4月の法改正（運転者の休息時間の下限8時間から9時間に変更等）により、岐阜バスにおいて大規模なダイヤ改正並びに路線再編を余儀なくされています。自主運行バスについても再編の対象となっており、山県市では岐北線【谷合-塩後間、神崎系統、谷合-山県バスターミナル間】が減便の候補になっています。

岐北線は JR 岐阜駅方面から美山地域北部の葛原（塩後）まで運行し、乗車時間は約1時間半と比較的長い路線であり、令和6年4月の法改正による運転手の休息時間の確保や効率的なダイヤを設定する上で課題となっています。また、美山地域北部で岐北線の乗車人数が減少しており、他の路線と比較しても利用人数が少ないことから、減便の対象となりました。

今後は令和6年4月のダイヤ改正から減便、令和7年4月を目途に廃止予定であり、令和6年度に代替手段を検討予定です。

【路線の詳細】

○岐北線（谷合-塩後間）

運 行 日：平日（昼間帯を除く。昼間帯は美山地域デマンド型交通で運行）、土日祝

運 行 便 数：平日 15 便（上り 9 便 下り 6 便）、土日祝 14 便（上り 9 便 下り 5 便）

○岐北線（神崎系統）

運 行 日：土日祝 ※平日は神崎山県 BT 線で運行。

運 行 便 数：土 8 便（往復 4 便）、日祝 6 便（往復 3 便）



【主な減便内容】

①谷合一塩後間の運行を減便し、谷合始発着または山県バスターミナル始発着に振替

今後：岐阜市方面一塩後 上り朝1便 下り夜1便を運行

②岐北線の運行本数を縮小

今後：平日上り 2便、下り 1便、土日祝上り 2便、下り 2便を減便

③岐北線神崎系統の運行を減便

今後：上り 2便、下り 2便を運行

※上り：JR岐阜方面行き、下：美山方面行き

【今後の流れ（予定）】

R6.1.16 山縣市公共交通会議

R6.2 まで 北山、葛原地区自治会代表に報告

R6.2 中 岐阜運輸支局へ運行計画提出

R6.3 末 広報4月号に掲載、公共交通ガイドブック全戸配布（予定）、市ホームページで周知

R6.4～ 廃止後の代替手段について検討

R7.4 以降 岐北線（谷合一塩後間、神崎系統）廃止、代替手段の運行